

平成29年11月20日

保護者各位

泉山幼稚園

## インフルエンザの感染予防について

園長 熊谷 信康

日頃は、本園教育の推進にご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。今年はインフルエンザの感染報告が早くから聞かれています。まずは、一人一人の「かからない」「うつさない」という気持ちがとても大切です。各ご家庭におかれましては、感染予防に向けて下記の事項にご留意下さい。

### (1) かからない、うつさないために・・・

**体調の悪い時は幼稚園はお休みしてください。(微熱がある、食欲がない、嘔吐、下痢症状があるなど)**

- ・手洗いうがいを徹底し予防する。必要に応じてマスクを着用する。
  - ・早く寝て、体を十分休める。
  - ・大勢の人が集まる場所はなるべく避ける。
  - ・風邪の症状が見られた場合は、インフルエンザの可能性もあるので、早めに休養し、専門医の診断を受ける。
- ※インフルエンザや風邪を疑う症状があつて欠席する場合、診断を受けた場合は、必ず幼稚園に連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

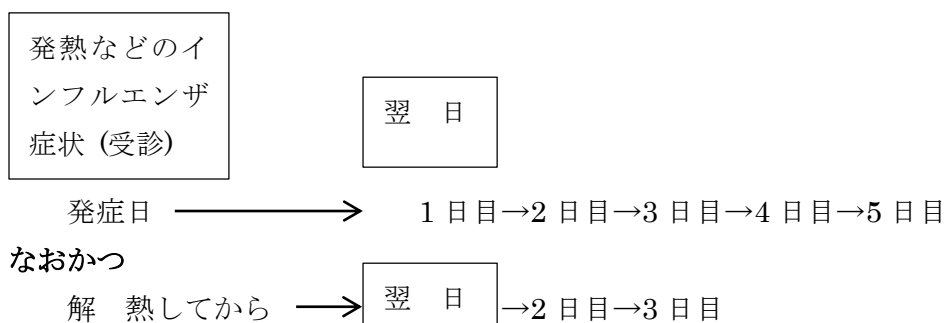
### (2) インフルエンザ感染による出席停止期間は、次の通りです。

**「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」**

(平成24年4月2日付文部科学省通知)

つまり、**幼児の場合、インフルエンザを発症・発熱した日の翌日を1日目として5日間が経ち、なおかつ、解熱した日の翌日を1日目として3日間が経つまでは出席停止期間**となります。

インフルエンザ出席停止期間について



※薬で熱が下がっても、体の中にはウイルスは残っています。**上記(2)の出席停止期間の内容は感染拡大防止のため、必ず守って下さい。**ただし症状が重い場合などは受診した医師の指示に従うようにお願いします。学級閉鎖につきましては、京都市教育委員会の基準に従い、園医と相談の上、園が判断します。幼稚園は幼児であること、通園バスでの感染もありますので、状況に応じて休園措置をとる可能性が高いと考えています。各ご家庭のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※この用紙は年度末まで保管しておいてください。

## 平成29年度・出席停止用書類

くみ 氏名

保護者様

泉山幼稚園  
園長 熊谷 信康

お子様が医師により下記の感染症と診断された場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止になります。

つきましては、医師の指示に従い、登園の許可が出るまでご家庭で療養させてください。  
なお、以下へ必要事項を保護者の方でご記入いただき、登園初日に担任までご提出ください

### 欠席報告書

年 月 日

泉山幼稚園園長様

くみ

園児氏名

保護者名

印

\*保護者自署の場合は押印不要です

下記のうち、○で囲んだ感染症で加療・欠席していましたが、

- |                     |        |               |
|---------------------|--------|---------------|
| 1. インフルエンザ ( ) 型    | 2. 百日咳 | 3. 麻しん        |
| 4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 5. 風しん | 6. 水痘 (水ぼうそう) |
| 7. 咽頭結膜熱            | 8. 結核  | 9. その他 ( )    |

医師より登園許可がありましたので、本日より登園させたく報告します。

■欠席期間 (出席停止期間)

月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) まで

■診察を受けた医療機関名

#### 【出席停止の手続きと手順】

- 1) 医師の診断が出たら、その旨を園へ電話連絡してください。この時、医師より出席停止期間の指導を受けておいてください。
- 2) 対象園児は外出を控え、治療・安静を守ってください。
- 3) 医師の診断を受けてから保護者が、この『欠席報告書』に必要事項をご記入いただき、登園初日に、担任へ提出してください。